

ター、門真市高齢者ふれあいセンター及び門真市地域高齢者交流サロンの指定管理者の指定について」

○議長（日高 哲生君） 次に、日程第8、議案第21号「門真市立老人福祉センター、門真市高齢者ふれあいセンター及び門真市地域高齢者交流サロンの指定管理者の指定について」を議題といたします。

〔議案別掲〕

○議長（日高 哲生君） 提案理由の説明を求めます。高尾健康福祉部長。

〔健康福祉部長高尾富士子君登壇〕

○健康福祉部長（高尾富士子君） ただいま御上程賜りました議案第21号、門真市立老人福祉センター、門真市高齢者ふれあいセンター及び門真市地域高齢者交流サロンの指定管理者の指定につきまして御説明申し上げます。

議案書26ページ並びにお手元の参考資料をお願いいたします。本件につきましては、門真市指定管理者候補者選定委員会設置要綱に基づき、新たに公募し選定した候補者を指定管理者とするため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者となる団体であります。門真市北島町12番20号、社会福祉法人晋栄福社会代表者理事長瀨田和則であります。

また、指定管理期間につきましては、平成23年10月1日から平成26年3月31日までの2年6カ月間でございます。

まず、指定管理者の選定をするに当たりまして公募を実施いたしましたところ、3団体から申請がございました。

選定するに当たりましては、指定管理者候補者選定委員会を設置し、学識経験を有する者1名、専門的な知識を有する者2名、本市職員2名の計5名から成ります選定委員会を2回開催いたしましたところでございます。

申請団体から提出されました書類を門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手続に関する条例第4条の指定管理者の候補者の選定に基づき、第1次審査では書類審査、第2次審査ではプレゼンテーション及び質疑応答を実施し、総合的に判断いたしました結果、利用者の増加及びサービスの向上の提案内容等において他の申請団体よりもすぐれていることを全員一致で認め、指定管理者の候補者として選定をいたしましたものでございます。

指定管理料につきましては、平成23年度の6カ月が1351万8000円、平成24年度から平成25年度までの2年間で4676万8000円で、合計金額6028万6000円でございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第21号、門真市立老人福祉センター、門真市高齢者ふれあいセンター及び門真市地域高齢者交流サロンの指定管理者の指定につきましての御説明とさせていただきます。何とぞよろしく御協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（日高 哲生君） 説明は終わりました。

本件に対する質疑はありませんか。戸田議員。

〔14番戸田久和君登壇〕

○14番（戸田 久和君） この指定管理の議案について、あすの民生常任委員会での審議なんですが、私はそこの所管でないので、この場で質疑します。

まず、問題の1点は、今回も2週間を目途に議事録を作成する

という門真市が2007年に議会答弁で正式に確定した非常によい原則について、もう平気で無視されているということです。高尾部長に聞いたら、6月7日段階でも未完でした。その後でき上がって議事録は届いたものの、これは大きな問題です。

問題点の2は、その選定委員会に応募者3団体が提出した書面を見せてくれと求めたら、何と総務部法務課などと相談した結果、議員であっても情報開示請求をしてくれないと見せられないという驚くべき対応でした。議員に審議を求めておいて、その資料を入手したかったら、一般市民と同じ開示請求で金を払って入手してくれということでもあります。それも、これは選定が公正適切に行われたかを知るための最低限の資料たる申請者の提出資料についてです。

指定管理が初めて導入されたのは、情報の積極的提供を掲げる園部市長体制にかわって1年たった2006年の6月議会ですけども、このときもこのようなことが行われ、当時は6610円も私は負担を強いられました。

そして、調べてみましたら、何とさまざまな指定管理で申請した23団体のうちで22団体が労働条件の記載なし、18団体が法令遵守担保が記載なし。これは、必須記載事項とされているものの記載がこれだけなかった。こういうことが初めてわかったわけですね。

こういうことを踏まえて、質疑を以下6点にわたって行います。

質疑の1、選定委員会の議事録について、2週間を目途に作成という原則を守らないでよいと、今回はそれは無理とか、守らないでよいと決めたのはいつの段階で、だれとだれとの協議によるのか、その決裁書類はあるのか、だれとだれの決裁印が押されているのか、これがまず1点。

質疑の2番目、議事録を2週間を目途に作成の原則を守らなかった理由は何か。また、この原則の存在を指摘する者はだれもいなかったのか。

質疑の3番目、選定委員会議事録が、けさ私が市のホームページを見たところ見当たらなかったんですけども、どこにあるのか。

質疑の4、指定管理が初めて導入された2006年6月議会で応募団体のほとんどすべてに必須記載事項の不記載があったことが、私への資料開示で初めて明らかになって問題とされました。そういう大事な資料を当初は議員に見せずに審議させようとしたことについて、今回の選定と議会への議案提出に当たった担当者らは覚えていたのか、いないのか。2006年6月議会で問題にされたことを覚えていたのか、いなかったのか、教えてください。

質疑の5番目、これ以降は総務部の法務課担当の答弁です。議員が議会審議に当たって必要だと求める資料についても、総務部法務課は一般市民が求める場合と同じ情報開示請求をしてもらわないと見せられないという判断だと、6月7日に高尾部長から確かにそういう答えがあったんです。それを聞いたんですが、その法的、条例的な根拠は何か。

上程議案の議会審議という当局者の要請によって限られた時間内で行う議員の業務に必要な情報提供の請求と、一般市民の一般的な情報開示請求を同一視するのはなぜか。

質疑の6、上程議案の審議に当たって、議員の求めによって情報公開制度によらずに無償で提供する資料——普通一般に提供される資料ですね——と、議員の求めであっても情報公開制度を使わせて有償でしか提供しない資料との区分はどういう基準で行っているのか。

ちなみに今回、資料、これですよ。市長も見てください。団体

が選定委員会に出した資料、この中がちゃんと適正かどうか、必須事項があるか、こんなことを議員が調べるのは当たり前ですよ。これで今回2770円。議案審議のために何千円もこういうふう
に金を払わせたら、議員はやっていけませんよね。これは議案審議をろくにさせないということにつながる、直結することであつて、重大な問題です。

この質疑については、既に質疑文案を当局側に朝送っていますので、以上質疑の6点について、健康福祉部と総務部、両方から答えてください。

○議長（日高 哲生君） 理事者の答弁を求めます。高尾健康福祉部長。

〔健康福祉部長高尾富士子君登壇〕

○健康福祉部長（高尾富士子君） 戸田議員からの御質問にお答えいたします。

選定委員会の議事録の2週間目途ということへの御質問でございます。

2週間目途に関しての認識はございました。しかし、審査会等が3月末、年度末ということもあり、新年度の業務等とも重なり、多忙をきわめおくれたってしまったことに関しては、私の責任でございます。決裁等はございません。申しわけございません。

それから、原則についての存在を指摘する者もだれもいなかったか。私の責任でございますので、おりませんでした。

それから、市ホームページへの選定委員会の会議録のアップでございますが、御指摘をいただきました後にすぐに準備を急がせまして、6月9日の13時に市ホームページの高齢者福祉の項目にアップをいたしました。

それから、2006年6月議会の案件につきましては、申しわ

けありません、覚えておりません。

それから、6月7日に直接私が議員に御報告、調整させていただいたとき、他課との相談結果につきましては、情報公開をお願いするというふうなことになったと申し上げました。しかしながら、詳細に把握をしてみますと、あくまでも選択の一つであるということが判明いたし、これも私の認識の誤りでございます。申しわけございません。

それから、情報公開に関しましての有償とかという形に関しましてでございますが、基本的には市民も情報公開に関しましては区分はないというふうに考えております。

以上でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（日高 哲生君） 森本総務部長。

〔総務部長森本訓史君登壇〕

○総務部長（森本 訓史君） ただいまの戸田議員御質問のうち、まず議案審議に必要な情報提供請求と市民からの求めによる情報提供についての違いを御答弁申し上げます。

議案に係る議員への情報提供は、審議を行う上で議案を説明するのに必要な情報をその都度適宜提供するものでありまして、市民等からの求めに応じ、行政が保有する公文書を開示する情報公開制度とは異なるものであると認識いたしております。

次に、情報公開制度を利用して提供する情報との区分についてありますが、議案に係る議員への情報提供と情報公開制度に基づくものとの区分は、それぞれのケースにより明確な区分は困難であると考えております。

いずれにしましても、原則前向きな情報提供を前提に対応してまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（日高 哲生君） 戸田議員。

戸田議員に申し上げます。議題の範囲内で質疑を行ってください。

〔14番戸田久和君登壇〕

○14番（戸田 久和君） なぜわざわざそういうことを言うんですか。おかしいでしょう、これだけ重大な話をしているのに。余計な邪魔をしていただきたくないと思います。議会としてもこれは重大視すべき問題です、本来はね。

では、再質問に入ります。

ただいまの答えで、高尾部長からは、議員も一般市民も有償であることに変わりはないということ言われました。森本部長からは、議会審議にかかわる情報については、一般の情報提供開示とは区別するという答えであったように思いますが、ちょっと確認をしたいのですけども、今後議案の審議にかかわって議員が資料請求したときには、無償で提供するのか、それとも相変わらず情報開示請求をやってくれという形で有償にするのか、はっきりどちらにするかということをお答えいただきたい。

それから、いよいよあしたその審議なんですね。私はどなたでもお貸ししますので、それも使ってぜひ慎重な審議をお願いしたいということをつけ加えて、これからどうするかということについて答弁をお願いします。

○議長（日高 哲生君） 森本総務部長。

〔総務部長森本訓史君登壇〕

○総務部長（森本 訓史君） 戸田議員の再質問にお答えをいたしたいと存じます。

議員の議案審議に係る資料提供と、一般市民の皆様の情報公開制度による情報提供、その内容については、先ほども御答弁申し

上げましたけれども、議案審議により非常に複雑多岐になるケースがございまして、それぞれ個々の内容によっておこたえをしたいと思えますけれども、原則公開を前提に取り組んでまいりたいと思えますので、よろしく願いいたします。

○議長（日高 哲生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日高 哲生君） 質疑なしと認めます。

上程中の議案第21号は、民生常任委員会に付託いたします。

議案第22号「門真市一般職の非常勤嘱託職員及び臨時的任用職員の任用、勤務条件等に関する条例及び門真市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」

○議長（日高 哲生君） 次に、日程第9、議案第22号「門真市一般職の非常勤嘱託職員及び臨時的任用職員の任用、勤務条件等に関する条例及び門真市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

〔議案別掲〕

○議長（日高 哲生君） 提案理由の説明を求めます。森本総務部長。

〔総務部長森本訓史君登壇〕

○総務部長（森本 訓史君） ただいま御上程賜りました議案第22号、門真市一般職の非常勤嘱託職員及び臨時的任用職員の任用、勤務条件等に関する条例及び門真市職員の育児休業等に関する条